

第十九回国会 通商産業委員会 議録 第三十号

昭和二十九年四月二日(金曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事 小川 平二君

理事 加藤 謙造君

理事 田中 龍夫君

理事 佐々木 一雄君

理事 三浦 清二君

理事 帆足 計君

出席國務大臣 愛知 揆一君

出席通商産業大臣 古池 信三君

出席通商産業事務官 川上 為治君

委員外の出席者 専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

四月一日

電源開発土木工事費に関する陳情書

(東京都中央区築地三丁目八番地社

団法人土木工業協会会長鹿島守之助

外十五名)(第二六二二号)

電気料金値上げ反対に関する陳情書

(豊中市議会議長堀浦一夫)(第二六

一三三号)

同(彦根市議会議長手良村勝次郎)

(第二六三九号)

同(京都市上京区北野白梅町三十四

番地京都生活安定主婦の会森定春枝

外七名)(第二六四〇号)

第一類第十一号 通商産業委員會議録第三十号 昭和二十九年四月二日

同(宇治市議会議長小山元次郎)(第

二六四一号)

同(愛媛県町村議会議長会前谷精

一郎)(第二六四二二号)

同(鳴門市議会議長藤原弥治兵衛)

(第二六四三三三号)

同(仙台市本荒町東北地方電力需要

者連盟会長佐野隆一)(第二六六六

号)

同(沼津市大手町静岡東海地区電

力協議会長後藤忠男外九名)(第二六七七号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

参考人招致に関する件

石油及び可燃性天然ガス資源開採法

の一部を改正する法律案(内閣提出

第九八号)

石油資源探査促進臨時措置法案(内

閣提出第九九号)

○大西委員長 これより會議を開きま

す。

まず参考人の追加選定につきお諮り

いたします。前回の委員会において、

鉱業に関する件につき、参考人佐々木

弥市君より意見を陳述することに協議

決定いたしましたのでありますが、なおこ

れに追加して、日本化学工業会副会長

池田龜三郎君を参考人として意見を陳

述いたしたいと存じますが、御異議ご

さいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大西委員長 それではさよう決定い

たします。

○大西委員長 次に石油及び可燃性天

然ガス資源開採法の一部を改正する法

律案及び石油資源探査促進臨時措置法

案を一括して議題といたします。質疑

の通告がありますのでこれを許しま

す。始関伊平君。

○始関委員 法案が二つございますの

で、最初に石油資源探査促進臨時措置

法案の方について伺います。

私はこの法案の制定されました後

におきまして、はたしてどういつたよう

な實際上の効果を期待できるか、私の

印象では、この法案が通りまして、

實際上の効果につきましては非常に疑

問の点が多いと思うのであります。

そういうふうな観点から二、三お尋

ねいたしたいと存じます。この法案の

提案理由によりまして、現行の鉱業法

のもとにおいても、権利の上に眠るこ

とを許さないための各種の規定がある

のであるが、實際には権利の上に眠つ

ているものがある。しかるに一方にお

きまして石油の探査を実施する意思と

能力とを有するものがあるにもかかわらず、

鉱業権を持たないために探査を突

施することができないものがある。こ

ういう二つの事実を前提としてこの法

案、特に試掘権の強制譲渡に関する第

七条ないし第十六条の規定が立案され

ておられると思います。そこで第一に、権

利の上に眠っているものとはだれであ

るか、帝石その他、鉱業権者に具体

的に御説明を願いたいと思ひます。特

に現在試掘権の何パーセント程度が

帝石によつて保有されておられるのかとい

う点、これを一般的な場合と、それか

ら当局の方で指定地域として予定され

ております地域にあるものについて御

説明願ひたい。

第二に、探査を実施する意思と能力

とを有するにもかかわらず、鉱業権を持

たないために探査を実施することがで

きないものがあるというお話でありま

すが、これはだれか、具体的に明らか

にしたいだきたいと思ひます。

○川上政府委員 現在権利を持つてい

て、そして探掘に非常に努力をして

いない、あるいはその試掘に非常に努

力していないというふうなケースがあ

るかどうかという問題であります。こ

れにつきましては、私どもの方とし

ましては、現在におきましては、国内

におきまして急速に探査をしなければ

ならぬというのを特別に業界に押し

まして言つておられませんので、今お話

のありましたような、特に権利の上に

眠つておるといふものが相当あるかど

うかという点については、何とも言え

ないというふうな考えられます。ただ

今回こういう法律を設けて、国と

して早急に試掘をやらなくちやならぬ

ということになりますれば、もし将来

におきまして試掘権の上に眠つてお

るようなものがありましたら、この

法律におきまして早急に試掘をやるよ

うに勧告をし、あるいはまた法的な措

置をとるといふふうな考えておるわけ

であります。

それから現在試掘権のうちで、帝国

石油が大体どれくらい持つておられる

かという問題につきましては、その数字に

つきましては、資料を今とりにやつて

おりますが、大体試掘権全体の半分程

度を帝石が持つております。それから

探掘権につきましては、大体六割ない

し七割近いものを帝石が保有してあり

ます。

それから指定地域につきましては、

五箇年計画の一応の予定としてしまし

ては、全国百六十五箇所というふう

に考えておりますが、そのうちの大抵七割

ないし八割近いところが帝石の保有

区と考えております。

○始関委員 そこで試掘権の強制譲渡

に関する規定の運用の問題であります

が、甲の会社の持つておられる鉱区を

乙の会社に譲渡させるつもりであると

いうような具体的なことを今聞いても

無理であらうと思ふのであります。が、

当局といたしましては、こういう法律

を出します以上は、少くともこの法案

の実施によりまして、ただいまのお話

であります。問題となります指定

区について七割なり八割のものを帝石

が持つておるといふことでもあります

ので、この帝石に過度に集中してあり

ます。試掘区を他の採油業者に分割し

たい、大体の方向としてはそういうこ

を意図しておられるか、あるいはさら

に帝石の方に、いろいろ理由がありま

しうが、帝石の能力その他から考

えて、もつとさらに試掘権を集中し

ようとしておられるか、この根本の

方向からい

はお示しになる必要があると思ふので

あります。この点をばつきりとひとつ

お聞きしたいのであります。

○川上政府委員 私の方といたしまし

ては、

一

では、現在帝石が持つてゐる試掘権を分散させるという考え方は別段ございませぬ。また帝石が現在持つておる鉱業試掘権に対して、さらにまたそれをふやして帝石の方へ集中させるといふような考え方も持つておりませぬ。いずれにいたしまして、どういふ会社でありまして、われわれの方で指定いたしました試掘鉱区について早急に試掘をしてみたいといふことでありまして、もし帝石の方でそういうような措置をとらない場合においては、あるいは他の能力者があつたならば、そつちの方へ譲渡させる、あるいはまた帝石以外のものであつて、そうして指定した地域についてなかなかその試掘をやらない、そういうようなものがあるときは、場合によつては、帝石にその能力があると考へますれば、もし帝石の方からそういう申請があれば、帝石の方へ譲渡させる、そういう考え方であります。どちから集中させるとか、あるいは分散させるとかというようなことは現在考へておりませぬ。

○始末委員 これは鉱山局長としては答弁がしにくいのかもしれませんが、一体同じような規模の会社が、三つなり四つなり、あるいは五つなり六つなりあるといふことでありますれば、ただいまの御説明も納得ができるのであります。しかしながら、現在では試掘鉱区の八割が帝石だ、生産量の九割何分が帝石だといふような現実の事態をもとにして考へますと、こつちのやうな一番基本的な重大な事柄について、あつちを向いてゐるのか、こつちを向いてゐるのかというやうなことも言明できないようでは、こつちのやうな法律

をつくつてみても、その効果ははなはだ疑わしいと思つております。そこで御点をかへてのめり一つお伺いたしますが、一体国内における石油資源の開発の問題は重要な問題でありまして、この問題を議論する場合におきましては、独占的な企業体でありまして帝国石油といふものを除外しては一切の議論ができないのであります。そこで私は先ほどの答弁にははなはだ不満であります。もしこの帝国石油が優秀な企業体であつて、世間の信頼も厚いといふことでありますれば、国内資源の開発はうまく行くのである。そうでなくて、世間の評判も悪い、世間の信頼もないといふ場合には決してうまく行かないと思つてゐるのであります。私の印象では、この帝国石油といふ会社はあまりいい会社ではないと思ひます。伝統の社風といふやうなもの

はまつたか。役員間の内紛は絶えずない。それから役員と組合との間も始終ごた／＼してゐる。これは鉱山局長の管轄下にある会社と比べてみてはどうかと思ひますが、日本の大会社の中では世間の評判が最もかんばしくない方だらうと思ひます。この帝石の評判の悪いことが、この二、三年來石油の試掘奨励金といふものが一文も帝石に対しては支出されなかつたといふ結果を招来したと私は考へてゐるのであります。そこで一体こつちのやうな大事な立場にある帝石といふ企業体を今のやうな状態のままにして置いて、石油の資源の開発がうまく行くと思つてゐるのかどうか、その点見解を伺ひたいのであります。なお今回の石油資源探査促進臨時措置法というものは、帝石が現状のままでは不適当であるといふ根本の認識から出たものであるのではないかと思つてあります。この点は鉱山局長は答弁がしにくいと思ひますから、古池さんにひとつお伺ひします。

○古池政府委員 ただいまの御意見の点は十分に承知いたしました。ただ問題があまりに具体的でありますので、私といたしましてはここに端的に申し上げるというよりは、お許しを願ひたいと思つております。しかしただいまの御心算になつておるやうな点は、これはまことに重要なる問題であると思ひます。その上で、経営の面につきましても、担当官を奮勵いたしまして十分検討を加へ、国民からも大いに将来期待を持たれるやうに、私どももいたしましては努力をいたします。かやうに存じます。今この席上におきまして帝石がどういふやうなことを私の口から申し上げますことは、影響するところも大きいと思ひますので、どうかこの点はお許しを願ひたいと思ひます。

○始末委員 ただいまの政務次官の御答弁では、大体私の申し上げる趣旨を承知して、やがて認めまして、そうしてこれを監督していい会社にするのだといふふうな受取れますが、実はそこが根本の問題があるのであります。政府は何らの監督権がないのであります。帝石に関する問題の根本は、その生産量から申しまして、国産原油の九五%を占める独占企業体のままで残しておきながら、一方において帝国石油株式会社法というものを廃止して、これを純然たる民間会社にしてしまつた。経営上の監督権あるいは人事権といふもの

は一切政府の手からなくしてしまつたといふ点にあると思ひます。しかしながら帝石が独占会社であり、公益性と申しますか、あるいは国家的性格と申しますか、そういうものが非常に強い会社でありますので、たとえば人事がうまく行かないとかいふ場合には、これは政府としては人事権がないのだから、おれの方には知らぬといつてしまつておるわけには参らぬ。必ず政府が責任を追及されるやうなかつたことになるのであります。その点政府としては立場はたいへんお気の毒であります。が、一体こつちのやうな不都合と矛盾を感じておられないのか。この前の委員会で長谷川君の質問に対する古池政務次官の御答弁では、人事の問題もその實際上の指導でやるといふやうなお話でございまして、一体私は人事権なくして人事の指導なんといふものはできるわけがないと思つてゐるものであります。その証拠には、せつかくの当局のあつせんにもかかわらず、帝石の人事問題は片づいてゐないといふふうには私どもは了承いたしてゐないのであります。が、現在帝石の役員についての紛議といふものは一体どういふ内容のものであるのか、それからこれに対して政府はどういふ方針をもつて善処しようとしてゐるのかといふ点を、簡単にだけつこうでございまして、御説明を願ひたいと思ひます。つまり第一点として

は、人事権がないことについてどういふ考へを持つておるか。それから現在の帝石の人事の紛議といふものはどういふふうな内容のものであるのかといふのが第二点。さらに第三点といたしまして、帝石に対する現在の持株は相當にあるやうに承知をいたしておりま

すが、政府が帝石の株を持つてゐるというのはいささか目的のたがひがあるのか、これは単に国有財産の運用として持つてゐるにすぎないのか、あるいは株主権を行使して、これによつて帝石を指導しようとするのか、その点を第三点として、以上の三つの点について、簡単にだけつこうでございまして、はつきりした御返事をいたしたい。

○古池政府委員 まず第一点のお尋ねでございまして、ほんとうに政府が人事権を握つて、たとへば役員を任命するとかあるいは不都合な行為があつた場合に、これを解任するとかいふ権限を持ちますには、どうしても普通の商法上の会社ではこれは目的を達しないと思ひます。それにはやはり特別法をもつて特殊会社をつくつて、その法律の中に政府の人事に関する規定をはつきり規定するといふことが正しい行き方であると思ひます。しかしながら商法上の会社といへども、たゞいま御指摘になりましたやうな、わが国石油の産出量のほとんど大部分を占めるやうな重要な会社につきましまして、種々政府との交渉と申しますか、政府にいろいろの点において指導を受けねばならない立場にある会社に対しては、行政上一応の人事に対する指導もできるというふうには私は考へております。しかしむろんそれは不徹底であるといふことは免れないだらうと思つてゐるのであります。そこでもしこれを徹底して人事権を持つてゐると思へば、やはり特別法をつくつてこれにさうな権限を規定するといふことが一番早道であります。しかしながら一体かやうな事業を国策会社をつくつて独占的

にやらせるのはいいか、あるいは現在のような商法上の会社としておいて、できる限りの監督をしながら指導をしてやらせるのはいいかということにつきましては、やはり一利一害があると思ふのであります。従ひましてその一長一短を十分考慮いたしまして、どういふ形をとることがただいまの日本あるいは今後将来にわたつての日本の石油行政の上において正しいかということとは十分検討を要する問題と考えますが、ただいまの法例のもとにおきましては、前局長谷川委員にもお答え申し上げました通り、行政の指導によつてこれをでき得る限り政府の目的に近づけるように持つて行く以外には道はなからうと思ふ存じます。

第二の現在の具体的な人事の問題、これは私よりはむしろ鉱山局長の方が詳しいのでありますから、鉱山局長からお答えをしてもいいと思ひます。

それから第三の政府の所有株につきましては、これは御承知のように従来の経過の上においてかようなことになつておるのであります。政府は積極的にこの株を利用して株主権の作用として帝石に対して強い発言権を持つとかどうかという考えはございませ

ん。
○川上政府委員 帝石の現在の役員いろいろの紛糾の問題について、その詳細をお話申し上げるのほまだどうかと思ふのですが、ただ紛糾の根本的な問題というのは、やはりその両派における経営についての考え方というものが、私は根本的な問題ではないかというように考えるわけでありまして、それがだん／＼高じまして、そう

して感情的な問題にまでも発展したといふことではないかと考えられるのであります。一方の派におきましては、帝石というものは政府が株を持つておりますけれども、これは前の帝石時代と違つて、純然たる民間会社である。民間会社である以上は、一般の民間会社と同じように、この経営につきましては、相当きびしいと申しますか、相当利潤追求的なやり方をとるべきではないかといふような考え方が一方においてはあつたのじやないか。それに対しては、一方におきましては、必ずしもそういうふうな考えをすべき性質の会社ではないといふふうに考えていた。

またその経営も、やり方そのものが非常に違つておるといふ点に根本的な問題が私は発生してゐるのじやないかといふように考えておりました。それがだん／＼いろいろ具体的な問題が出るたびに、感情的な問題にまでも発展して来て、そうして現在いろいろ世間に対して御迷惑をかけておるやうなことになるたのじやないかといふふうに考えられるわけでありまして、その考え方の食い違いといふのがこの問題を引き起したと思ふのです。私の方としては、この考え方についてどうかいいとか悪いとかいふやうなことは、何とも申し上げかねると思ふのですが、やはりこの会社は現在におきましては少くとも相當の試験権なり採掘権を持つてやつておられます。また唯一の大きな石油の探掘会社でありますために、石油の開発の關係から申しますれば、そのいづれの意見もよく調和して、そしてまとまつて開発して行くやうなことを念願しておるわけなんです。先ほど政務次官からお

話がありましたように、人事権そのものは、特別に政府の方としては持つておりませんので、何とかその間をあつておるわけでありまして、この問題につきましては、大体近いうちに解決されるのじやないかといふように考えておるわけでありまして、

○始末委員 これから私の申し上げることが、きよう私が政府側にお尋ねしたいと思ひますことの要点でありますから、ひとつこれら明快にお答えをお願いしたいと思います。

ただいま古池さんは、帝石をもう一ぺん特殊会社に直して、これに対する人事権その他すべての監督権を持つていふことが望ましいかどうかといふことは疑問であるといふお話でありましたが、私も、必ずしも帝石をもう一ぺんもの形に直せといふことを主張いたすものではないのであります。ただ問題は、現状のように、九五％という圧倒的な比重を持つ独占会社がたゞの野放しの商法上の一会社であるといふ点にあると思ふのであります。そこでこれをどうするかという問題でありまして、一体昭和二十二年ごろに過度経済力集中排除法の規定を帝石に適用してこれを分割するかどうかを役所で審議したことがあると思ひますが、當時秋田県八幡油田の比重が圧倒的に大きかつた、その結果といたしまして、競争の可能なやうな、均衡のとれた二つなりあるいは三つなりの企業体に分割することが不可能であるといふこと、並びに探掘用の器材あるいは人的な要素もございしますが、器材なり技術なりといふものの一元的管理なり、

それによる有効利用といふやうなことが、主たる理由は私はこの二点であつたと思ひます。そういう観点から独占会社のままで残したのであります。その後の状況から見まして、帝石をあのままの形で残したことがよかつたかどうかといふことは、私は実績の上ではなほ疑問であると思ふのであります。そこで先ほど古池さんのお話のように、これを特殊会社にいたすといふことも問題でありますし、かりにそうしたところで帝石が急によくなるわけのものでもあるまいと思ひます。と同時に、これを二つなり三つなりにわけるといふことは、今日のいろいろな事情から見て實際上やりにくい、実行困難であると思ひます。そこで、私は第三の方法といたしまして、帝石以外の探掘業者、特に資金的にもまた技術的にも実力のあると思われるやうな一億三千万円の試験奨励金をつたのであります。これはそのうち大体何割を帝石にやるつもりであるかを伺いたしたのであります。これに関連いたしまして、従来ここ二、三年間は帝石に対する助成金といふものは出されておらなかつたと思ひますが、帝石以外に対する助成金といふものは、今日まで一体どのくらい出されておつたのか。それを今度はふやすつもりなのか、減らすつもりなのか、ごまかさぬで、はつきりと御答弁願ひたいと思ひます。

○古池政府委員 まず第一のお尋ねに對しまして、私からお答えを申し上げます。この問題は相當具体的な問題になりまふので、今後の帝石の事業に對する熱意、またそのやり方が適當であるかどうかといふその結果によりまして、われ／＼の考え方なり、指導の

はいろ／＼あるが、これはいづゆる私的独占の代表的なものであつて、その一つの悪い影響を申しますか、弊害の現われであると思ひます。試験鉱区、今申し上げたように、試験鉱区、特に有望な鉱区をよその方にだん／＼わけてやつて、それによつて帝石の独占状態といふものを實質的に打破することが望ましいと思ふのであります。これが私のきよ／＼の質問の眼目でございまして、賛成か、反対かをひとつ明快に御答弁願ひたいのであります。先ほどの鉱山局長のお話は、その点はなほ満足でありまして、一番大事な問題について、東に向つて行くのか、西に向つて行くのかさつぱりわからぬといふことでは困ると私は思ふのであります。

なおそれに関連いたしまして、今度一億三千万円の試験奨励金をつたのであります。これはそのうち大体何割を帝石にやるつもりであるかを伺いたしたのであります。これに関連いたしまして、従来ここ二、三年間は帝石に対する助成金といふものは出されておらなかつたと思ひますが、帝石以外に対する助成金といふものは、今日まで一体どのくらい出されておつたのか。それを今度はふやすつもりなのか、減らすつもりなのか、ごまかさぬで、はつきりと御答弁願ひたいと思ひます。

う。だからそういう態勢を一日も早くつくつてやる、それがこういう法律をつくるよりもまず一番先の問題じやないかとさえ私は考えておるのでありますから、どうかそういう点はひとつ大いに御考慮をお願いしたいと思いますであります。

いにいたしまして、「もつとやれ」と呼ぶ者あり）私はこの法案自体のことについて一、二簡単に承つておきたいと思うのですが、私にはよくわからぬ点を承ります。第一条の第四項の、指定の地域というものは解除しないということは、十箇年間解除しないという意味だろうと思いますが、これはどういう御趣旨なのか、ひとつこの際説明を承つておきたいと思ひます。

○川上政府委員 この法律によりますと、従来の鉱業法の特例としまして試験権の存続期限を一年ということにし

ておりますが、またその延長の期限につきましては一年ごとに切つて行くといふことになつております。しかもこの法律は臨時立法でありますので、従来の鉱業法との関係から、これを途中で解除することになりますと、權利關係に非常に不安定な要素がそこに出て参りますので、やはりこれにつきましては十年といふふうに切りまして、その間は解除しないといふことにした方が、私の方としましては非常に一般の方々に對しましていいのじやないかと、いふふうに考へて、こゝう規定を置

いたわけでありませう。また指定する場
合におきましては、この前も申し上げ
ましたように非常に厳密に審査いたし
まして、これはきわめて数も少く指定
したい、しかもそれは年ごとにやりた

いというふうに考えておりますので、大体十年間解除しないということでもけっこう行けるのじやないかというふうに考えておるわけでございます。具体的な例を言いますと、たとえばある人が鉱業権をとりますが、この法律によりまして一年という制限を受けるようになりまして、自分としてはやはりたくなけれども、この際どうしても譲渡しなければならぬというようなことが起きまして、その譲渡した後に、おいてこれがまた解除されるということになりますと、またそれは二年ということになります。そういうふうに権利関係に非常に不安定な要素が出て参りますので、私の方としましては解除しないということにしたわけでございます。

○小平(久)委員 第二の点は、この法案を見ますと、これは鉱業法全般でもそういう建前のものでありますが、地方の通産局長がいろいろな権限をこの法案によつて与えられるわけです。たとえば施業案の変更を命ずるとか、そういうことも今後通産局長ができるということになっております。ただ鉱業権の譲渡命令ですか、このときだけ地方鉱業協議会に諮る、こういうことに第十二条は規定いたしておりますが、要はこの通産局長のところでこういう権限を持つということ、事務処理を能率的にするというような点から考えますならば、ことにけっこうなことと申すのであります。しかしこういつたところのある事項が通産局長だけで処理されて円滑に行けるかどうか。特に施業案の変更などというような場合に、おそれらく施業案を提出する側においても十

分研究をした上で出して来るのだから
と思います。それに対して地方の通
産局限りにおいて、技術的にもそれを
変更させるだけの確信があるほどそう
いった陣容等も整つておるのかどう
か、この点をひとつ承つておきたいと
思います。

○川上政府委員　ただいまの問題はこの法律だけでなくて鉱業法の根本的な問題になると思うのです。権利関係の問題について、通産局長に対しては大幅の権限を与えておくのがいいかどうかという点につきましては、今小平先生のおつしやいますような御意見もあると思うのですけれども、これは別に別途われ／＼の方として、ましては慎重にさらに検討したいと思ふのであります。ただこの法律によりますと、試験権の年限なりあるいはその回数なりというようなものが相当短縮されて、かつまたふえるということになりますので、なるべく通産局長がやうなところを迅速にできるようにしたいという気持ちからも、私の方では通産局長に大幅の権限を与えておくことがいいのじやないかというふうに考えたわけでありまして、なおもし通産局長がやうな処分に対していろいろ問題がありますときは、異議の中立て制度というのをちやんとつくつておきますので、それによりまして措置をとつて行きたいというふうに考えておる次第であります。

○小平(久)委員 ただいまの点は、生
ほど私が申しました通り事務の効率化
というような点から言えばきわめて願
わしいことであり、その点は私も何ら
異議はないのであります。ただ今度の

法律は、いわば一般鋳業法に對しては特例的なものである。そういう点がある。それから特に技術面でそういうことを通産局長限りでやれるだけの、技術的にもそういう陣容を整えて行く確信があるのかどうか。もしこの確信がないならば、私はそういうふうな通産局の技術面の拡充ということにひとつ今後御配慮をお願いしたいと思います。

それから次に第十七条の關係でありますが、業務または経理の改善に関する通産大臣の勸告権の問題であります。これは先般衆の説明によりますと、人事についての勸告権というものはないのであることである。それから業務というものを広く解すれば、ある程度実質的には人事権にまで

及ぶのではないかと、いうふうにも解されるのでありますが、具体的に申して、業務または経理の改善に関する勧告というものは大体どんなことを想定しておられるのか、これをこの際御説明をお願いしておきたいと思ひます。

○川上政府委員　業務の勧告につきましては、相当これをつつ込んで行きますれば人事の問題までも間接的に入るののではないかというお話であります。

実は考えておりまして、たとえば経理につきましても配当の問題とか、あるいは積立金の問題とか、いろいろ問題につきまして私どもの方としましては勧告ができる、しかしその勧告をする場合においては、どこまでも石油の探鉱を急速に実施するためという考え方からやりたいというふうに考えておるわけにあります。

○小平(久)委員 最後は、勧告権についてもう少し伺いたいのではありません。この第十七条の勧告に對しては、すぐ第十七条によつて不服のある者は異議の申立てができるということになるのではありませんか、どういふものであらうと思ふのでありますが、こういう異議の申立ての道を開いてある以上は、一体第十七条の勧告というものは、どのつまりとしてどういふふう

た。勸告を給へば、それを行はねばならぬ。その点をはつと承つておきたいと思うのです。異議の申上りなどがあつてその解決がつかぬということになると、相當の勸告はしてみたが——もちろん勸告されただけでもある程度の効果はあるかもしれませんが、いわばとどめを刺すような効力まで第二次的にねらつておるのかどうか、またそれはどういう徑路を経てそういうことになるのか、最後に承つておきたいと思ひます。

○川上政府委員　第十七条の勸告に對しましては、これはいきなりその勸告によりましていろ／＼な処分というものまで行くわけではありませんけれども、勸告しまして、そして余裕がありながら、たとえばその指定地域の開墾をしないというような場合におきましては、試験權の延長の取消しをやるとか、そういう措置をとることになるとか、そういうのでありまして、この勸告によつていきなりすぐ取上げるということでは

はなくて、余裕があるとわれ／＼は考えますけれども、その余裕がありながらとにかくやらないというような場合におきまして勧告を付します。その勧告をしてもなおやらないという場合におきましては、ある地域を今度は追加指定しまして、その地域をぜひともやれというようなことをいたしますが、それをやらない場合におきましては試掘権の延長を認めないとか、あるいは強制譲渡させるとかというような措置をとるようになると思うのであります。

○山手委員　きよりは与党の諸君から珍しくこういう活発な議論が出たので、ぜひ私も一、二関連して御質問を申し上げたいと思います。

帝石の問題でありますが、最近非常に人事そのほか、主導權の問題について業界が荒れておる、これは御承知の通りであります、その荒れておる原因が何であるかということについて、私は一、二聞いております。そう、いうことにまた関連をして参るのであります、この法案が通りますと、今年度はさしあたり一億三千万円の助成をする。しかし政府は十億程度の助成をしたいということをおつておられる、この委員会の雰囲気からいまして、この助成金は順次年を追つて増額をして行く勢にあることは当然であります。株屋的な感覚でこの会社に入つておる役員が、株価が高くなる、というふうないろ／＼な思惑でがんばつておることなまだわるのであります、が、人事について割込みを策しておる各石油会社、自分の社の発言權を強化しようと思つて大騒動を起している原因の一つには、この帝石が採掘

をいたして、とつて来る原油の引取りの問題が大きからんでおるのではな
いか、私はこういふことを考へるの
であります。そこで、山崎局長にお尋ねを
いたしたいのでありますが、現在、帝國
石油の採掘をいたしました原油は、どうい
う割合で何社と何社に販売をいたして
おるか、御説明を願います。

○川上政府委員 帝國石油の採掘がど
の程度各社に對して配分されてお
るかという問題であります。はつき
りした数字を今持つて来ておりませ
んが、大体半分近くが日本石油、それか
ら日本鉱業と昭和石油があと半分を
大体折半といふふうになつておりま
す。

○山手委員 そういたしますと、今後
政府が年々國家資金を十億圓もつぎ込
んで、新しい油田を見つけて原油を採
掘する。この國家資金の援助のもとに
出て来た原油は、ずつと今後とも日石に
その半分を渡し、日鉱とそれから昭和石
だけに残りの半分を渡す。そういう従
来の行きがかりを踏襲をして行かれる
のであります。どうか、その点伺いた
い。

○川上政府委員 現在日本海沿岸の精
製工場の製油能力というものは相當
のであります。非常な操業度は低い
状態になつておりますので、帝石の関
係の油が今後國家の助成によりまし
て、あるいはこの法律によりまして相
当出ましても、私は日本海の沿岸の各
工場に相當これは配給されると思つて
あります。ほかの地域に對してしま
して配給されることは非常に少いんじや
ないかといふふうに考へております。
その割合につきましても、これは地域
の問題もありませんし、距離の問題もあ

りますし、あるいはその品質の問題も
ありますので、必ずしも従来の、五
割、あと二割五分、二割五分といふこ
とでは、あるいはないかもしれません
けれども、大体こういふような比率に
なつて行くんじやないかといふふう
にも考へますが、これはもちろん、百
キロリッター出るといふことになりま
す。また、大分違つて来るんじやない
かといふふうにも考へております。

○山手委員 私はこの三社だけの比率
をかえろといふふうな發言をいたして
おるのではないのであります。これ
だけの莫大の國家の助成金を使つて、
新しい油田も発見をし、採掘をして参
るということになりますと、帝石の関
係で出て来る原油は、全精製業者に均
等をさせなければいけないと思ひ
ます。原油輸入の外貨の割当は、こうい
うことを抜きにして設備と見合ふ外貨
が日石にも、昭和にも、各社にも割當
てられておると私は思ふ。国内で今後
どん／＼増産されるであろう予定のも
のだけは、その外貨とも見合した、隠
された数として、私は特に従来の関
係、行きがかりだけで割當てられてお
るのでは、きつめて不公平になつて来
るだらうと思つております。外貨に
結びつけて、外國原油と国内の原油と
は、どういふことになつております
か、この際御説明を願います。

○川上政府委員 現在この日本海方面
より出ます油は、わずか三十萬キロ
リッターであります。また外貨によ
りまして輸入する石油類は九百萬にも
及ぶといふ状況でありますので、非常
に徴々たるものであります。今おつ
しやいましたようなことにつきましても
は、將來百万キロリッターといふよう

な大きな数字になりますれば、十分そ
の点は私の方としては均衡のとれるよ
うに措置して行きたいといふふう
に考へております。それから日本海方面
に出ました油、これを太平洋沿岸の方へ持
つて行くといふことは運賃が非常に高
くなりまして、技術的に非常にむづ
かしいことではないかといふふう
に考へております。

○山手委員 私は現在、比較的全体の
精製される原油に對して量が少い
から、今は考へない、こゝういふことでは
この法案は通せんません。やはりこれは
將來はふえる見通しだし、ふやさない
ればいかぬものであります。私は日本
海岸側でとれる原油をいきなり太平洋
岸に持つて来いといふやうな、こゝうい
うことを言うのではありませぬ。国内
で産出される原油の量を多くするもの
については、外貨の割当はそれだけ
た少くするように勘案するとかん
かいうことで、今後十億もずつと継続
を以て、年々歳々國民の税金によつて
ふやして行くのであるから、従来のつ
ながりだけで一部の会社だけに配給を
して行くといふやうなことは、私は適
当でないと思ひます。帝石が国内で採
掘しております油は、これはまた長所
もあるやうであります。非常に利点も
あつて、有利な点もあるやうでありま
すから、私はこゝういふことも外貨の問
題ともアールをして考へて行かなけれ
ばいかぬ、それではない、いたゞけに自
分たちの社の發言權だけを強化する、
こゝういふことで帝石の人事がもめて來
る。これは繰返すばかりである。こゝ
ういふふうに私は思ひます。そこでこの
法案を採決するといふ段階に至ります
までに、もう一ぺんその点についての

しつかりした見通しを御説明願ひ、条
理をただして行かなければ、私はこの
問題は採決すべきではないと考へま
す。

○川上政府委員 先ほども申しました
ように、現在日本海方面に出ます油は
わずかに三十萬キロリッターであり
ますし、それに対して精製能力とい
うのは日石及び日鉱、昭和合せま
して相當の能力を持つております。の
で、外貨によりましてほとんどその全
部をまかなつております。太平洋沿岸
の精製工場と比べますと、どちらかと申
しますと、日本海の方は相當不利の状
態に置かれておるわけでございませ
ん。太平洋の方は相當これは操業度
が高いわけでありませぬ。もちろんさ
ういふやうな状態にありますが、現在に
おきましては、私どもの方でいたしま
してはむしろ日本海に工場を持つてお
るものは相當不利じやないかといふ
やうに考へておりますが、將來におき
まして相當量これが出るといふこと
になりますれば、今おつしやいましたよ
うに、あるいは日本海の方が有利にな
る、こゝういふことも考へられます。
で、その点は太平洋の方と調整が十分
とれるやうに、せつかく國の補助金
を出してゐるのですから、その点は十分
考へて調整したいといふやうに考へ
ます。

○山手委員 そういたしますと、外貨
の割當の計算の基礎になつてゐる設備
といふやうなものは、太平洋沿岸の製
油施設だけを計算に入れておつて、日
本海沿岸の方の設備そのほかは全部オ
ミットしたものを外貨の割當の基準に
しておるのですかどうか、お尋ねをい
たします。

○川上政府委員 現在外貨の割當につ
きましては、日本海方面と太平洋沿岸
の方面につきましても相當程度の差があ
るわけでありまして、もちろん日本海
の方を帝石だけでまかなうことは、相
當操業度が低くなりまして、これに
ある程度外貨によるプラスをやりまし
て、操業度を高めてゐるといふ状況で
ありますけれども、これは太平洋沿岸
の方に比べますと操業度は相當低い状
況になつております。

○長谷川(四)委員 言葉じりをとるわ
けではないのですけれども、今の局長
の、補助金を出す以上はといふやうな
お言葉であります。私たちの考へ方
は、補助金を出す出さないといふこと
は考へてないのです。國策的な、つま
り現政府も國民もこぞつて日本はかく
しなければならぬといふ上に立つた
一つの政策でありまして、政府の政策
を推進させるために設けた法律でもあ
り、またたといふ法律がなくとも、
民間会社であるやうな、一つの國策の線
に沿つた經營を行わなければならない
のであります。従つて先ほどの株券
云々といふ問題が出てゐるわけだす。
株券は政府が持つてゐるけれども、政
府みずからのものではないのでありま
して、これは八千五百万國民一人々々
のものであると解釈をして、その解釈
の上に立つてその株主としての行使を
行つてもならなければならぬのであり
まして、こゝういふ点を絶対間違はな
いであらう。政府の金じやない、
國民の血税が集積したものがこゝうい
ふところへ使われてゐるのであります
から、この点に誤解があると、あなた
方が行政を行う上に、おれは政府だか
らその資本といふものは政府の權利だ

ります。こういう点は人事の問題でありますから、具体的に御答弁をいたしたかぬでもけっこうであります。しかしこの法案を成立させるというよりも、私はそういうことがむしろ前提じやないかと考えておりますので、先ほど人事なども十分考慮するというお話でありましたが、大臣にも十分これをあわせ考えていただいて御対処をお願いしたいという希望だけ申し上げておきます。

○愛知國務大臣 たいまのお話はまことにごもつともでございます。先ほど申し上げたように、実は補助金の問題等に關連して、最初は法律案の御審議をお願いするにしても、石油及び可燃性天然ガス資源開採法の改正法案だけを考えたのであります。それが、それではいかぬと考えまして、別に單行法として臨時措置法案を立案いたしましたような次第でございます。同時に今お話の通り、この法律をつくるよりはむしろ帝石の人事刷新の方が先ではないかというお話でございましたが、これもごもつともと思ひます。私もとしては、一方に單行法の御審議を国会に對しましてお願いすると同時に、並行的にどうか、あるいは時期としては帝石の方の問題について、いよいよ政府としても本腰でこれにとりかからなければならぬという態勢をとつたわけでございます。ただこの点についてはいろいろ御批判もあらうかと思ひますけれども、私どもの立場といたしましては、あまりドラステイックなことを一挙に敢行いたしまして、中のいろいろの人事あるいは労使關係等にかえつていさざる不都合な摩擦を生ずることがあつては申訳のないこと

になるのではないかと存じましたので、どの面から申しまして私どもも満足の解決案だと思つておられますが、政府としてもこれにはさらに相當の強い態度をもつて臨んで行かなければいけませんし、常にその内容については注視を怠つてはいかぬと思ひます。常時私どもとしても急らざる監視をしておるつもりでございます。従つて今までの態度といたしましては、現在の執行部というか、むしろ現在の社長が非常に苦勞をし、また私の見るところでは、公正な人としての努力を相當積んでおる人のように見受けられますので、この社長のもとにおいて政府の意圖が行われるようにという配意をもちまして、バック・アップするようにこれまでやつて参りました。またこれからはその線を續けて行きたいと存じます。その場合におきましてさらに補強策として全然新たな人を入れたいというふうなことも、もちろんわれわれとしても考えの中にはあるのであります。けれども、これらの点につきましては今後の情勢をもよく見ました上で善処したいと考へております。具體的に人事まではまだ構想いたしておりませんが、十分社長及び執行部と相談いたして参りたいと考へております。

○大西委員長 この際、前回の委員会において笹本君その他の委員より可燃性輸出織物に關する件について質疑が行われたのでありますが、これについて愛知通産大臣より答復を求められておりますので、これを許します。

○愛知國務大臣 この可燃性織物の禁止法につきましては、私はまず冒頭に率直におわびを申し上げたいと思つて

であります。こういう法律が昨年の夏アメリカの国会において制定をされて、今年の七月から施行されるといふことになつて、その間施行期日その他につきましてアメリカの關係の向きにおいていろいろと相談が行われておるわけでございますが、その動きにつきましては、政府当局あるいは在外公館等におきまして十分その情勢をキヤッチできなかつたという点については、私は非常に申訳なかつたことと考へております。その点はまず冒頭におわびを申し上げたいと思ひます。それからその次に、これはある程度弁解がましくなりましてまことに恐縮なんでございますが、その後もいろいろと調べてみたのでありますが、当初アメリカ内におきましても、たとえば絹製品等についてはまだこの考へ方が及ぶものではないのではないかというふうな傾向があつたやうであります。それからアメリカ国会といたしましても公共衛生というふうな立場から取上げられておつたために、産業界あるいは織物業界等においては、あまり大きな問題にしていなかつたやうな節もあるやうであります。私は當時もちろん通産大臣としてではございませんでしたけれども、昨年の秋相當の期間アメリカに滞在し、經濟關係の問題についてはいろいろと調査、研究等をしたつもりでございますが、そのとき私自身もこのことがどういふふうな問題になつておるといふことは全然気がつきませんでしたし、話も聞いたことがなかつたやうな状態でありまして、自然日本側といひます、業界においてもどういふふうなことに對する情報がとれなかつた

たという点は、まことにどうも遺憾であつたと思つてございます。そういうわけでございますから、先々月の末から三月の初めにかけて、この問題が非常に重大な日本の輸出に与える影響があるということが認識せられましたので、その後まかつたこれはたいへんなことだと考へまして、あらゆる努力をいたしましてこれに對処する方策を講じておるわけでございます。

その次に、今度は日本側の措置でございますが、さらに續いて三月二十七日には、通産省としてとりあえずできますこととして、輸出信用保險を當分の間從來通りの条件をもつて引受けるという趣旨をはつきり各保險会社あてに正式の通牒をいたしました。同時にその通牒の趣旨を關係地方長官あてにやはり通知をいたしましたやうな次第でございます。さらに今週になりましてから、月曜日には當局といたしまして、日本の關係業界の代表者等といふ、日本絹糸糸布輸出組合の市川理事長、日本纖維製品輸出組合宮崎理事長、この代表者二人を招きまして細目の協議をいたしました。關係の業界といたしましては、アメリカの国会あるいは委員会等に対する公聴会等に働きかける、そのためにはあるいは米国の弁護人等を頼む必要もございまいし、説明者の協力を求めることもございまいし、これらに對する費用の釐出方法等についても協議をいたしたわけでございます。

それから公式のテストその他との關係で試験機械の輸入を早速に行ななければならぬといふことも話合ひをまとめまして、これに要する費用の捻出方法等も検討いたしたやうな次第でございます。

それから不燃加工方法を、その方法自体を導入することも必要でございますので、この導入のやり方、その費用の出し方等につきましても検討いたしました一つの結論を出したわけでございます。

たといふ点は、まことにどうも遺憾であつたと思つてございます。そういうわけでございますから、先々月の末から三月の初めにかけて、この問題が非常に重大な日本の輸出に与える影響があるということが認識せられましたので、その後まかつたこれはたいへんなことだと考へまして、あらゆる努力をいたしましてこれに對処する方策を講じておるわけでございます。

その次に、今度は日本側の措置でございますが、さらに續いて三月二十七日には、通産省としてとりあえずできますこととして、輸出信用保險を當分の間從來通りの条件をもつて引受けるという趣旨をはつきり各保險会社あてに正式の通牒をいたしました。同時にその通牒の趣旨を關係地方長官あてにやはり通知をいたしましたやうな次第でございます。さらに今週になりましてから、月曜日には當局といたしまして、日本の關係業界の代表者等といふ、日本絹糸糸布輸出組合の市川理事長、日本纖維製品輸出組合宮崎理事長、この代表者二人を招きまして細目の協議をいたしました。關係の業界といたしましては、アメリカの国会あるいは委員会等に対する公聴会等に働きかける、そのためにはあるいは米国の弁護人等を頼む必要もございまいし、説明者の協力を求めることもございまいし、これらに對する費用の釐出方法等についても協議をいたしたわけでございます。

います。さらに火曜日には工業技術院所管の二十九年年度工業試験研究補助金申請受付期限は今年度の二月末ということになっておつたのでございますが、可燃性織物に関する不燃加工の研究につきましては特に今月一ぱい、すなわち四月末までこれを延長して受付を行うこととしたしまして、これも各通産局長あてに通牒いたしますとともに、先ほど申し上げました輸出信用保険に関する取扱方針とあわせまして、これは公表いたしまして、新聞等の協力も求めまして周知方に努力をいたしたような次第でございます。なお不燃性のテスト及び不燃加工の研究につきましては、工業技術院におきまして繊維工業試験所係官のほか、他の試験研究機関からも専門技術者を動員いたしまして派遣協力させることに決定をいたしました。それからなお、この一両日中にアメリカとして一応関係議員がつくられたところの施行細則案を入手いたしましたので、これは専門的な用語が非常に多いために、通産省のそれらのテクニカル・タームをよく覚えておる人たちが動員いたしまして、ただいま一生懸命に翻訳をいたしております。一両日中に詳細な全訳をお手元にお配りすることができると思いますが、同時に関係業者等もこれを元にさらなる研究を続けまして、アメリカの關係の向きに対する陳情要請等を具体的にすみやかに追つかけて行いたいと考えております。それから現在のところ法律と施行細則の案でございますが、これらを通じて、大體解説上この点は明らかであると思われ、かつ外務省と当地の大使館を通じて確認いたしました点は、確認をはつ

きり百パーセント得ておりませんけれども、大體そういうことと思われまゝのは次の二点でございます。一つは織物につきましては、衣料品以外たとえば絶縁材料、加工用原材料等として輸出する場合は本法適用の対象となりません。この点は明瞭なことであると思ひますが、念のために申し上げておきます。それから第二は、いわゆる花嫁衣裳等に使用いたしまするヴェールとか、婦人帽に付着いたしまする薄絹等、通常洗濯をせずに使用するものにつきまゝしての可燃性のテストは洗濯をせずにそのテストを行う、これも確實のようでございます。但しドライ・クリーニングだけはこれを行つてテストをするというふうなわけでございますが、なおその他の細部につきましても連日要請連絡をいたしておりますから、現在のできております施行細則案の中にもさらにこういう点は除外されるとか、こういう点はこういうことをやればひつつかからないとかいうようなことが逐次判明して来ることになるかと考へるわけでございます。

以上非常にこまかくなりましたが、ただいままでにいたしておりますことと並びに現在こういうことが起りましたことにつきましての当局としての遺憾の意をあわせて表させていただきますと思ひます。

○大西委員長 伊藤卯四郎君。○伊藤(卯)委員 法案に入つて質問する前に、輸入油の問題についてお伺いをしておきたいと思ひますが、政府の方でも御承知のように、日本に輸入される油は、油を輸入しておるところの欧州各国と比較すれば、相当日本の

方が高値になつておるのであります。しかも欧州各国ではそれ／＼龐大な輸入関税をとつております。日本の場合には御承知のように無税であり、しかもなお販売価格がトン当り三千円、四千元というふうな高値になつておる。ところがこれを輸入業者に言わすと、運賃の問題とか何とか言つておるが、實に運賃を計算してみても龐大になる。それらの点について、なぜ日本に持つて来るのはそう高いのか、あるいは外国等でのような輸入関税を国別にとつておるのか、そして運賃と差引をして、日本に持つて来るのは何ゆゑに高いのか、この点を今ここで数字の発表ができれば数字を発表していただいてけつこうであります。できなかつたならば、次回の審議のときまでにその資料を出していただきたいと思います。この点について先にお伺いします。

○愛知國務大臣 ただいま御指摘の数字については一応持つて来ておりますが、これはプリントにして御配付申し上げることにいたします。

○伊藤(卯)委員 先般この委員会の燃料等の小委員会、油輸入業者の参考人と呼んで私どもが参考のために意見を徴したのでありますが、その際われわれはどうも日本に入つて来る油というものはカルテル構成をしておるよう

に思つたので、そのカルテル構成の問題についての意見をいろいろ／＼聞いてみたのであります。ところがカルテル構成ではないといふことを参考人の諸君が言つていたようであります。ところが日本に輸入する油の価格というものが、おの／＼会社別に見てもほとんど申合せをしたような状態になつておる

ことは、政府も御承知の通りであります。そこで日本国内においてのカルテル構成はあるかないか、これは別問題として、その輸出をするところの本国関係においてそういうカルテルのような申合せをして、それ／＼の国に向つて輸出をしておるようには、われ／＼の調査では現われて来ておるのである。輸出をする本国において日本に持つて来る油について価格の申合せのよう

なものをやつておるような気がするのがあるが、それらの点についてどのような考へになつておるか、その点ひとつ伺いたい。

それから昨年の暮れごろ石油が非常に不足をしておりましたので、値段が倍以上にも高くなつた。また政府も外貨割当との關係上、急激に国内の石油需要がふえて、手持ちのものが不足しておるのであるから値上りは万やむを得ないものだといふように考へておられたことを、われ／＼はいろいろ／＼の場合に聞いたのであるが、ところが先般輸入、販売等をしておる業者、その名前をあげるならば森平君というのは、石油は何も不足をしておりません、余つておりました、こういうことを本人自身が申しておりました。そうすると油は不足しておるから高いのだ、不足をしておるから外貨を割当てなければならぬのだと言ふけれども、直接責任者である森平君は、油は不足しておりません、余つておりました、こういうことを言つておるのである。余つておるのになぜあんなに値段を上げるのを政府が黙つていたのか、余つておるのになぜそういう多くの外貨を割当てなければならぬか、この辺のい

きさつについて明確に御説明を願ひたい。

○川上政府委員 石油の価格につきましては、あるいは國際的に、あるいは国内的に何か談合してのカルテル的な価格がないかどうかという問題ですが、國際的にはアメリカが中心になりまして、いろいろ／＼価格を建てておるようでありましても、国内的には別に各社が建値を発表しておりました、談合して価格を協定しておるといふようなことはありましても、また私の方からそういふようなことをやるなどということは再三注意を與えておりました、これは公取の關係もありまして、現在各精製業者なり商社におきましては、特別に談合して価格を協定して発表しておるといふことはしないものと私どもの方は信じております。

それから先般参考人から、現在油は余つておるといふような話があつたのですが、これは私は少し言い過ぎではないかといふふうに考へております。これは各精製業者なりあるいは輸入業者の手持量を見ましても、大體重油につきましては二週間程度、それからはガソリンの数量を見ましても、大體十日そこらというふうな保有量になつております。普通ならば大體二十二、三日分とかあるいは二十五日分とかいふような程度持つておりますので、そういう保有量の点からいまして、決して石油が現在非常に余つておるといふことは言えないじやないかといふふうに考へられます。

それから価格の問題につきましては、私は現在小売価格なりあるいはその特約店の価格がある程度上つておること

は、政府も御承知の通りであります。そこで日本国内においてのカルテル構成はあるかないか、これは別問題として、その輸出をするところの本国関係においてそういうカルテルのような申合せをして、それ／＼の国に向つて輸出をしておるようには、われ／＼の調査では現われて来ておるのである。輸出をする本国において日本に持つて来る油について価格の申合せのよう

は事実であると思ひますし、またところによりましては、またある特約店なり小売店の販売価格につきましては、非常に不当に上げておるものも私はあると思ふのでありますが、その保有量との関係から申しますと、現在需給関係が必ずしも非常に十分であるといえないような状況にありますので、やはり価格はある程度上げようとは思ひます。ただ私の方では、この価格につきましては、極力価格を上げないようという行政的な指導はやつておられますけれども、精製業者はこれは比較的守られ得ると思ふのですが、何分特約店なり小売店というものは全国的に非常にたくさんありますので、これをすみ／＼まで価格を抑えるというところは、行政指導では非常にむずかしいのではないかと、いふに考えております。

○伊藤(卯)委員 非常に貴重な外貨を割当てて、油輸入に対する外貨割当てが相当大であることは御承知の通りであります。そこで油の輸入は政府みずからやつておるわけではないけれども、諸外国等はその輸出から輸出しておるものと、日本に輸出しておるものととの関係において、あまりに開きがあるといふことについては、そういう点においてお調べになつてゐるのかどうか、その点を伺ひたい。われ／＼が調べたところでは、どうも日本に持つて来るものは欧州各国に出しておるものよりも高い。日本にはカルテル構成はないとしても、輸出国間において、そういうようにやつて日本に高く売つておるようには思ふのであります。たとへば日本の物価の動きを見て、日本に輸出する価格を適当に取扱おうとして

おるようであります。日本の物価が高から高く日本に持つて行つてもよろしいといふようなことをやつておるようには考えられるが、そういう点についての調査されたものがあるならば、資料でもよろしいし、なおまた今おわかりになつておるなら、その点をお知らせ願ひたい。

○川上政府委員 原油につきましては、大体内閣的の建値が公表されてはつきりいたしてあります。その原油のFOBの価格につきましては、これは先ほど申し上げましたように、国際的に一定しておるいはほかの各国に對しきまして差等を設けておるという点につきましては、私の方ではそういう事実は聞いておりません。これはもつと詳細に調べないともちろんわかりませんが、私の方ではそういうふうには今までの資料からは聞いておりません。ただ製品につきましては、若干何か日本向けは高くしておるというように聞いておられますけれども、これもはたして事實であるかどうか、はつきりした資料がありませんので、もう少し調べてみたいと考えております。

○伊藤(卯)委員 石油が不足しておる、余つておるといふ問題については、私は今川上局長の言われたことを信じたのであります。ただこの際過ぎ去つたことであるけれども、一言しておきたいのは、あの際参考人が、石油は不足々々というが、不足はしておりません、余つておりました、ああいうことを政府側のおられるところで、しかも鉱山局長もおられるところで、堂々と公述をしたのであるから、その際やはり政府側にも自由に発言される資格があるのだから、間違つた発言等があるなら、しかも政府の取扱ひ等の上において重大な関係を持つことであるなら、やはりああいう際そういう誤つた発言に對しては、それを否定するところのものをやつて、明らかにされるということの方がよくはないかと思ふのであります。どういふことで御遠慮されたのか私は知りませんが、御府の方針は方針として確信を持つて、何人といへども決定して行くくらいに信念を持つてやつていたのだかといふことを、私はこの際希望しておきます。

それからお伺ひしたいのは、この輸入業者が、輸入関税をかければそれが消費者負担になるというのを盛んに放送するのでありますが、われ／＼の調べによれば、昭和二十六年に決定された輸入油に對して一〇％の関税をかけたも、それは断じて消費者負担にならない。この輸入業者あるいは精製業者との関係等において諸外国と比較して、関税をかけたところ、消費者負担にしないでいいのだという確信を数字の上で持つてゐるのであるが、この輸入関税をとる上について、この輸入業者のそういう放送の民衆に与える影響も相当大きいと思ふのであるが、この際これに對して輸入関税一〇％をとつたら、輸入業者が言うように消費者負担になつて一〇％高くなるのか。私も高くなる必要はないといふ確信を数字の上で持つてゐるのであるが、政府側はこの点についてどういふふうに計算をされてゐるかを伺ひたい。

○川上政府委員 突は別に計算を持つて来ておりませんが、私は輸入業者に

おきまして、ある程度の利潤を現在におきまして持つておられますので、かりに一〇％関税をかけたとしても、一〇％そのまゝが消費者の方へ転嫁されるというふうなことはならないだろうというふうなことをおぼやします。ただその一〇％を全部輸入業者の負担にしておけるかという点につきましては、それがはたしてできるかどうかという点につきましては、もう少し検討しなければわかりませんが、この一〇％そのまゝが全部消費者の方へかかるというふうには考えられません。

○伊藤(卯)委員 それではその点は後日のことにいたします。

さらにお尋ねしたいと思ひますのは、御承知のように重工業関係においては、相当石炭から重油に切りかえております。また相当混焼などもしておるやうであります。この重工業別というか、あるいはどうしても重油を使わなければならない運搬船あるいはディーゼル・エンジンなど、その他重工業関係において、どうしてもこれだけ必要であるというふうなものについて、この重工業別に対する消費量の使途について、これもすぐここで発表していただくのはどうかという気持もいたしますが、わかつていければお聞かせ願ひたいし、わかつていなければ、次回のこの委員会開催のときまでに資料としてお出しを願ひたいと思ふのであります。

それからいま一つは、石油コンロというか、石油ストーブというか、ああいうものが相当品物がつくられて宣伝されてゐるので、そういう家庭用のために、石油の消費量というものが相

当雇大に最近に至つてふえて来てゐることは認めなければなりません。民間の家庭用としてこれらの雇大化した数量というふうなものについても、この一、二年の間にどのようになつてふえて来たかといふことも、今お聞かせ願ひたい。今すぐではあつたが、悪いといふことであれば、これも次の委員会までにひとつ資料として御提出願ひたいが、それらの点についてお聞かせ願ひたい。

○川上政府委員 重油の需要につきましては、二十八年度におきましては五百三十七万キロリットルといふことになつておりました。この五百三十七万キロリットルのうちで、特に重油だけにはたつておられます。石炭の代替がきかないもの、すなわち船舶運輸でありますとか農水産、こういうものだけは大休六十万キロリットルぐらゐり、ございます。残りの三百万ぐらゐりがいわゆる鉄工業といふことになつておりました。その三百万キロリットルのうちで、鉄鋼関係が九十万、電力関係が四十五万、窯業関係、セメントとかそうしたもののが三十七万、繊維関係が二十五万、紙パルプというものが十九万、それから一般化学が十八万、それ以外のいろ／＼な中小の、あるいは各種の企業につきまして約七十万、総計して約三百万といふことになつております。これは二十八年度の実際の需要でございしますが、このうち重工業関係にほんとうにどれぐらゐ使つかうという点につきましては、現在専焼設備を持つておるもの、あるいは混焼設備を持つておるもの、あるいはその併用設備を持つておるもの、こういう三種がございます。が、専焼設備につきましては、われわ

れとしてはこれはどうしても重油を配給しなければならぬと考えております。また混焼設備につきましても、石油を大体八割、石油を大体二割という状況になっておりますが、これまた特に宇部炭とか常磐炭とか、そういう低品位炭を有効に使っております関係から、重油の配給をどうしてもやらなくちゃならぬと私どもとしては考えております。併用設備を持つておるものにつきましても、石油との価格の関係もありましては、石油との価格の関係もありませんので、数字そのものについてはまだお出しするところまで行っておりませんが、少くとも相当な数字が出て来るんじゃないかと考えております。ただ五百三十七万というのとは昨年の実績でありまして、昨年度におきまして、大休期の途中から相当再振興して、併用設備をやめて専焼設備になつたものも非常にありますので、二十九年度におきましては、自由にまかしておきますと、六百二十万とか六百三十万というふうな数字になつて来るんじゃないかと考えておるわけでありまして、今回どうしても石油を使わせるといふ考えから、これを外貨の面におきましては大体五百三十七万程度、すなわち本年並に押えようというふうに考えますと、勢い今申し上げました併用設備を持つておるものにつきましても、極力石油の方を使わせるといふことになるかと私は思うのであります。その数字につきましては、また後刻調

査しまして差上げたいと思つております。

それから石油こんろ用の油につきましても、これは燈油でありまして、重油は全然使つておりませんし、ガソリンももちろん使つておりませんが、燈油につきましても、石油こんろが普及しない前は大体月に一万五千キロリットルぐらいという状態であつたのですが、現在四万五千というふうな、三倍ぐらいにふえておりました、その差額約三万キロリットルは、ほとんど石油こんろ用として使われておるんじゃないかと考えております。それを合計しますと年間約三十三万キロの石油こんろ用の燈油を使つておるというふうにより考へられるわけでありまして。

○伊藤(卯)委員 法案の条文的なものについては後日／＼疑義がございまして、これは後日のことにいたしまして、今日は法案の持つ根本的な精神について伺つてみたいと思ふのであります。この石油資源探査促進臨時措置法案等、今出されておりますこの二法案の目的の重点の置きどころであります。これは法案そのものではわれ／＼は性格をはつきり知ることができません。というのは、私企業にまかせてやらすのか、あるいは国家管理というか、そこまで性格を明確にしなくとも、そのような考え方を持たせた国策事業としてこれをやらすのか、これらの点について一応整理をした考え方をお聞かせ願ひたいと思ふのであります。これらの点が明らかになつておりません。私がなぜこれをお伺いするかどうかということは、先ほどから同僚各位から石油問題等については相当つづんだ質問をされておるのであります。

この帝石の内紛の一つとして見のがすことのできない問題は、営利会社として、いわゆる利益配当を目的としてやるべきであるという意見が非常に強く出ております。いま一つは、そういう利潤追求の帝石としては、それは国策に反するから、やはり国策会社として国家目的に協力するというような考え方で帝石の経営はすべきであるという考え方と、この二つの意見は絶えず根本的な問題として衝突をしております。人事問題はこの根本問題に対する一つの派生とも見るべきものであらうと私は思ふのである。私は、この問題を解決をしないと人事問題は絶えずこれにつきまとうて内紛が続けられるのじやないか、不明朗な原因はここから派生するのじやないかと思ふ。そこで、帝石の経営体の性格というか目的というか、そういう点についてひとつこの際政府の方針をはつきり大臣からお聞かせ願ひたい。

○愛知國務大臣 ただいまお話の点は、私もどなたもいたしまして非常に慎重に相当の時間をかけて検討いたしました点でございまして、その考え方は、かいつまんで申し上げると次の通りでございまして。

まず第一は、国内原油の開発という事業を一つのいわゆる国策会社として、具体的に言えば単行の法律でもつて組織するような、そういう会社でやるということについては、結論としてこれをとつていないわけでありまして、どうしてそれをとらないかという点は、その行き方にもやはり私どもから考えますと、いろいろ不利害得失がございまして、それから、たとえば当面のところ、御承知のように財政状態も非

常な緊縮を要するときでもございまして、政府の持株をうんとこれ以上に広げるといふことも、実際上の困難性もございまして、それらの点も考え合せまして、私企業であることには間違ひはない、これが第一の方針でございまして。

しかしながら、第二に従来政府がつておりましたのは、私企業に徹しさせたいという考え方がありまして、たとえば二百万株でございまして、政府の持株も早く処分してしまいたいという意見が圧倒的に強かつたのであります。これはとりやめることにいたしました。少くとも現在程度の政府の持株はつと持ち続けようということにいたしました。さような意味合いにおきまして、これは法律的にいわゆる特殊会社ではないけれども、内容的にも常識的な意味でも特殊会社である、私はそういうふうに観念しておるのでございまして。

それから単行の帝国石油会社法というものをつくりませんでした。かわりに、現在御審議を願つております石油資源の臨時措置法案をつくることに決定いたしました。その考え方は、先ほどもちよつと申しましたが、従来政府の考え方で申しますと、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正すれば足りるであろうという考え方が圧倒的であつた。この方針はやはりやめました。単行法をつくることにいたしました。そして帝石は私企業であるが、實際上常識的には国策会社的なものにしておいて、さらにそれに対して探査臨時措置法を出すことによつて、この会社に対して探査その他についての権限と申しますか奨励と申しま

すか、そういう政府の積極的な意図を担当させる、そのかわり補助金を出すことによつて助成をする、同時に補助金を出す以上は監督を徹底的に強化しなければならぬ、そこで業務や経理に關する勸告ということも新たに規定を挿入いたしましたわけでありまして。従つてこれを要するに、これは法律上のいわゆる特殊会社ではないけれども、方々の点から、内部の構成の問題からいつて、あるいは業務に対する政府の監督権あるいは干渉権の強化というところからいへば、これは常識的に言へばますます特殊会社的な色彩が非常に強くなるものである、それを私は最も適当な行き方だと考えたわけでありまして。

従つて人事についても、もしこういう法律案の御審議を願つていなかつた従来通産省の立場として申せば、私は人事などにあまり干渉すべきではないかもしれない、しかしこまで政府が腹をききました以上は、法律上の特殊会社であつて人事は政府の任命であるという点までは行つてはおりませんけれども、先ほど来御意見のございまして、ようなところは私の考えておるのと大体同じような線ではないかと思ひます。が、人事については今後は十二分の監視を怠らない、そしていたずらに民間の私企業であると同じような感じの株のつり上げをやつたり、あるいは高率の配当をやつたりということばかりにこの会社の運用が向くようであれば、これは断然押えなければならぬ、こゝろ／＼に考えているわけでありまして。

○伊藤(卯)委員 ただいまの答弁程度では、私実はこの大きな根本問題につ

い方の上に林三景響があると私は思いますので、通産行政として帝石をどの

角度から慎重に検討いたしました。――私は先ほど二百万株と申しましたが、間違いで、四百六十万株で二割三分ぐらゐに当つておりますが、これは私は

かと思ひます。国内石油資源開發に對しては、相當國家が積極的に、あるいは帝石のごときにしても監督指導とつか、命令とつか、そういうもの

た。この点について議論もされておつたようですけれども、帝石本来の使命を達成す点から見ればなほは納得ができませんので、これもあわ

見方が違つてすれば、第二の御質疑と
いうことについてはいかがかと思いま

すけれども、私の考えを申し上げますならば、一億三千万円というような補助金が少きに失するということは、これも率直に申し上げてお通りのことであります。しかし通産省が予想した十億とそれなかつたからといって、この法律を予想しておつたものを曲げて考えたということとは、私どもとしては絶対にございせん。むしろ法律案としては先ほど来る申し上げておりますように、石油及び可燃性天然ガスの開発法の一部改正をもつて足りるのではないかと、議論が圧倒的に強かつたのに対して、それではいけないのであつて、単行の堂々たる別の臨時措置法で出て行くにやないか、そうしなければ補助金をせつかく予算でおきめ願つた国会の御意見にも反する、こういうふうな考えをいふわけでございますから、一億三千万円になつたからといつて、内容をやわらかにしたといふようなことは絶対にないでございます。

○伊藤(卯)委員 鉱区問題について大臣と見解が違ふ、これも議論になりますから申しませんが、一言だけ言いますと、鉱区試掘権を国家が取り上げるといふことは、そんなに大した革命ではございません。これは天然自然の国家の財産でございます。たゞ、天然自然につくられた国家の財産をだれかが鉱区を出願して持つてゐるのを、私して、睡眠、遊眠鉱区にさして置くといふことは、むしろ許されないことでございます。これを許すなら、私はまったくおかしい話だと思つたので、取上げるという国家の処置は当然でございます。これは議論になりますし、時間がかかりますからきよりは言いませんが、われわれはそういう信念

を持つてゐる。私はこれはおそらく世人の常識だろうと思つた。また特に石油開発のために国家が補助金まで出して計画開発をしようといふ場合には、当然それに伴うことでございませう。だから何もそれほど天地ひっくりかえるような革命ではございせんから、大臣御安心ください。

お尋ねしたいのは、従来から帝石を中心にして、国家がこの石油開発に相当のいゝな形で補助金、援助協力をしておつたことは間違いない。特に帝石のごときを見ますと、そういう国家の庇護、恩恵等を受けながら、従来四割からの社外配当をいたしておつたのであります。今なお何のかんのと言つておりますが、二割を配当いたしております。私は帝石のごときこういう開発事業に国民の血の出るような税金を補助してやつて、そして国家目的のためにその事業をやらすといふことは、これは事業の性格としては公益事業の性格を持つべきではないか。あるいは電気とかガスとか水道、そういう性格を持つべきものである。ところがこういう四割とか二割とかいふ配当は、公益事業としての性格を持つものからそんな高配をやらすことについて、私は許されないと思つたのである。が、こういう配当について、その程度の配当は当然なんだといふことを配当率の上についてお考えになつておるか。どうか。いやそれは国民の血の出るような税金を与えてやつておるのであるから、そういう配当については、あくまで公益事業的な立場に立つて、配当の制限というか、そういうことは考えなければならぬ。あるいは相当事業の目的が達成されて完全に遂行されるま

では、国家の補助金を与えておる間は、配当は一時停止をするとか、あるいは銀行利子程度にするとか、その辺を相当検討すべきである。こう私は思ふが、そういう利益率の問題について、配当の問題についてどのようにお考えになつておるか。それから昨十八年度の帝石の純利益率はどの程度に大体見て計算をされておるか、この点をひとつあわせて伺います。

○愛知國務大臣 まず配当の点でございますが、法律上の配当を制限するということは書いてございせんが、第十七条によりまして、これに対して勧告をすることができるのであります。私も、私どもは不当に高率の配当は、この条文を援用いたしまして規制するつもりでございます。

○川上政府委員 昨年度におきましては、大体二割の配当をいたしたのであります。けれども、私どもの方としましては、こういう法律が通りまして、この法律を施行するということになりまして、しかも試掘をどん／＼やらなうてはならぬといふことになりました。ば、昨年度の二割の配当がいかにどうかといふことについては、相当検討しなければなりません。私どもとしては、これはもつと下げなくてはならぬといふように考えておりますが、ただあまり下げますと、この会社におきまして、あるいはその借入金とか、あるいはその社債の発行とか、そういう問題がありますので、そううちやに配当率を下げるということも、これまで考えなければならぬ問題ではないかといふように考えておりました。それで、今大体どれくらいいいかといふことは、はつきり申し上げられま

せんけれども、少くとも一割二分とか一割三分という程度の配当はあるいは許さなければならぬのじやないかといふふうに考えておりますし、現に電源開発会社におきまして、一割二、三分程度の配当は認められておりますので、その程度のものは認めなくてはならぬのじやないだろうかといふふうには考えております。

○伊藤(卯)委員 ただいまの答弁に対しては私の意見を一言加えておきますが、配当の自由を認めてゐる、そういう点を放任しておかれるところに、この帝石の争いが絶えないのでございませう。たとえば配当が四割あるいは少くとも二割ある。こういう配当の自由を、干渉されないで放任しておかれるところに、帝石の争いの源がある。そういう点から株の奪い合いがある。株をたくさん持つて支配権を持つと、そうしてそういう点から、特に事業に対しては熱意はないけれども、配当に対しては熱意がある、あるいはその株を動かすことによつて非常なもうけがある、こういうところから帝石内部の持株の争いが起つておることは、御承知の通りであります。国策的な事業に熱意がない、協力する考えはなくとも、株をたくさん持つて、いわゆる利潤追求、配当を多くしようといふことが、今あそこ大きな争いの根源になつておることは、川上局長も御承知であらうと思ふ。だから私はさつきからだんだん議論されておりました帝石内紛の問題を解決して国策の目的を達成させようとするには、さつきから論じましたように、帝石経営者の、国策に協力させるような性格、あわせて社外配当に対して政府がかくあるべきであ

るという制限をきちんときめて、これを監督指導して行くならば、従つてこの持株を中心としての社内の紛争の根本は解決されるのでございませう。申すまでもないが、私はこの点は政府としては非常に強くお考えにならなければならぬ点であらうと思ふ。もし帝石の内紛を解決しようとするならば、この点が一番大事な点であることを私はこの際注意を促しておきたい。

人事問題については、さつきから同僚各位から相当つゞ込んで質問をされておりました。こういう人事の問題、それから起る内紛の問題に立ち入つて質問をしたり何かすることは、私は実は非常にいやです。おもしろくありません。けれども、事国家が補助金を出して国内石油資源開発をやろうといふ大目的を論議する場合にあつて、そのほとんどを相当する帝石内部に人事問題などからいふ／＼紛争があつて、国家目的の達成に支障を来すようなことがあるなら、これはいくら人事問題に触れることはいやであつても、解決しなければならぬから、重要な点についてだけひとつ伺つておきたい。この内紛の今後の解決の責任の問題について、大体抽象的な点については御答弁がありましたけれども、政府は確たる信念をもつて解決するといふその責任上の点についてはどうも明らかにされておられないので、そういう点をひとつ伺いたい。それからいかにしても通産大臣の方針に従つて解決が困難であるといふような場合において、私は社長以下現幹部の総退陣を命ずる。お前らが解決できないなら、けんか両成敗で、お前たち皆やめてしまえ、このくらいいふことは、大臣として

行政的な権能というか、そういう強いものをもつてこれに臨む態度をおきめにならないと、問題の解決はできないんじゃないかと考えるが、そういう場合に対する大臣の腹構えをひとつお聞かせ願いたい。大臣は、先般参議院の委員会ではなかつたらうかと思ひますが、今ちよつと忘れましたが、帝石の人事問題の解決については、現執行部を中心にして解決したい、こういうことをおつしやつておられるようなことをちよつと見たのでありますが、今帝石内部の人事問題の点は、いろいろこまかい点はあるけれども、大ざつぱに言いますと、いわゆる株屋さんというか、南君とか菊池君とか、事業にはあまり興味はないけれども、帝石を営利会社として配当問題について相当関心を持つておられる諸君は、現田代社長ではどうも思うように行かない、どうも田代は政府の政策的な点に協力をして、それを中心に行こうとしておる——これは多分大臣はお認めになつておるから、田代社長が苦勞してやつておるというのをさきにお話になつたのだらうと思うのであります。ところが今の社長に反対する大株主といふと、そういう諸君は、現田代社長に反対です。そこでこれを解決するためには、まず社長の右の腕左の腕になつておる副社長なり常務といふますか、そういうところをみんな格下げをして、平取締にして、やめさせてしまへ、そうして現責任者としては田代社長一人おつたらいいんだ、こういうことを言つておるようでございます。これはしばしば新聞や雑誌に出ておるので私どももだん／＼調べてみて、そう信じるのでありますが、一体あれ

だけの大きな国策会社として、社長一人で、副社長も専務も常務もだれもおらぬというようなことでやつて行けるものかどうか。これらの人事構成についてどのようにお考えになつておるかという点も、ひとつこの際問題解決の一つとして伺つておきたいのでございます。それからさつき御答弁の中にも労働組合の協力云々ということをおつしやつておられたようでありますが、労働組合あるは社員、こういう諸君は帝石の内紛に非常な関心を持つておられます。これはもちろん関心を持つのは、帝石がどのようになるかという点とは、自分らの職場と生活に影響する死生問題だから当然だと思ひますが、そういう点から他の労働組合に見られないような、帝石の労働組合は政府の五箇年計画、百万キロリットルの目的達成のために、ほんとうに経営者以上に私は協力しておるようになつておると思つておられます。こういうように労働組合なり社員が非常に積極的に協力をしておるのであるが、ややとすると政府の方では、労働組合としてはそれは少し行き過ぎじやないかというようにお考えになつておるようなことと聞きますが、労働組合のそういう言動なり発表なり決議なり行動なり、そういうものに対しては、これは行き過ぎであるとお考えになつておるかどうか。また労働組合の協力という点とは、どういふことを協力とお考えになつておるか、労働組合がこの程度のことをきめて積極的に主張し行動することを行過ぎとお考えになつておるかどうか、ひとつこれらもあわせてお聞かせ願ひたい。

○愛知國務大臣 先ほどもちよつと申し上げたのでございますが、あるいはお聞き取り願へなかつたかと思ひますから、もう一度詳しく申し上げたいと思ひます。この人事の問題は、ただいま御指摘のような観点から見た場合に、配当の制限とか経理内容とか至大の關係があるということで、そもそもそこから出発してこの法律案等を考へておるつもりでございます。従つて先ほど申し上げましたように、資本の充実というところは一方にやつて行かなければなりません。高率の配当などというところに事業運営の焦点を持つて行かれるのでは、はなはだ迷惑千万であるというところは、私どももまつた御同感でございます。従つて配当の規制は今回のこの法律を御議決いただければ、第十七条の規定によりまして必要な場合に配当の規制をいたしますというところを、はつきり申し上げておるわけでございます。

それから人事その他について確たる信念ありやというお尋ねでございますが、これは先ほど来る申し上げておりますように、私どもとしても過去三ヶ月この問題につきまして、私個人としてもずいぶん苦心して参りました。先ほども率直に申しましたように、私はこの問題についての見方は、百人百様であるかと思ひます。極端に言つた場合、その百人の方でなかつたかもしないことをやつたとおほめの言葉はいただけなかつたと思つております。あれだけ紛糾した問題でありまして、何とかして解決の道を導き出すためには、ある程度のところでは第一歩はがまんしなければならぬかと思つております。これはあくまで信念が動揺しておるのではなくて、終局においてこの会社をうまく

運営してもらいたい、石油政策をうまく確立したいという信念から出ておるのでございまして、このやり方がいかぬと言つても、とにかく私は最善と思う方法を推進するよりほかはないと思ひます。それから同時に今後の覚悟はどうか、それから具体的に人の名前をおあげになりましたの御質疑でございますが、私は参議院の委員会で、現執行部を中心にしてこれを補強して大いに働いてもらいたいという方針で行きたいということを申しましたが、そのときも現執行部とは何ぞやうんとかんばつてもらわなければならぬので、その人がやりやすいように政府側が応援をすることが私のやるべきことである、こういうふうにお答えしたつもりでございます。先ほど当委員会におきまして、それに触れたお尋ねがございましたときに、社長の現在の苦勞なりあるは社長の抱懷しておるところの意見なりは、私は現在において当局の意見と合致しておるものと認めますから、この人を中心に行つて参りたいと思ひます。しかしながら先ほども申し上げましたように、これは一つの方向を間違えないように推進して行つて、不必要に混乱を起す必要はないと思ひます。それから、ごらんになりようによつては、田代の両手をもうぐやうなやり方を、そんなことを言つてもやつておるじやないかという御指摘もございまして、しかし私は今後この方針に基いて、確たる信念に基いて盛り立てようとするのでありますから、必要に応じてどういふ措置をとるかというところは、具体的な人事の問題でございまして、まだ申し上げる段階ではないと思ひますけれども、この点については十分ひとつ、ただいま御指摘のような点、私も同感でございますから、ひとつこれは行政権におまかせ願つて、そのやり方についてなおとくと御批判や御監視をお願いしたいと思ひます。

それから組合の問題でございますが、私は政府としてたとえばどういう法律案をつくるか、あるいは人事に対してどういう態度をとらうかということはおきましては、十分御希望に沿うことはできなかったかもしれせんけれども、お求めに応じて組合の代表の方と、もう一々分言い分も私は何かつたりしております。また直接お目にかからなくても、書類の上なり、あるいは局長を通じても御意見は何つておるつもりであります。しかし一たび田代社長を中心にとつと押しこくつて行こう、法律案もこれを御審議願ひたい、この段階まで参りました以上は、私は帝石内部の労働問題として、これは執行部とそれから労働組合の代表者との間で、よりよき方途を歩まれることを期待するのでございまして、これ以上あまり当局が組合側と直接の交渉を持つておることは、かえつて執行部の仕事をやりにくくするおそれもあるかと思ひますので、その点は今自制的にしておるようになつてございまして。

○伊藤(卯)委員 人事問題についてどうもあまりつゞ込んで質問したくないので、私はいいかげんにしておこうと思ひ思つておるのですが、ただ解決されようとする上になお申し上げ、それ

から伺つておかなければならぬということがございますのは、これは二、三日前の日本経済に出ておつたのでございますが、齋田氏がこういうことを言つております。帝石の役員会の運営がうまく行つていないことは事実のようだが、こんなことで紛争していたのではけんか両成敗ともなりかねないし、懸案の開発計画も進まず、いたずらに関係者に迷惑をかけるだけである。その他いろいろ言つておりますが、そういうことを言つております。だから相当関係者、識者というものがあつて、こゝとじやいかぬということをあらゆる場合に言つておることですが、これは川上局長等が調停案というのか、そういうことにタッチされたわけでございますが、これも新聞などによつて知つたのでありますから、あるいは正確を欠いておるかもしれませんが、もし欠いておつたら一つ間違ひであるともしやつていただきたい。一つは日石からの役員は、取締役一名、昭石からは監査役一名とする。二、監査役の齋田氏を取締役に就任させる。三、定款を変更し、取締役の定員を十名を十五名にする。四、三月の末日から四月上旬に臨時株主總會を開く。五、臨時總會直後の取締役会において岡田副社長、松崎常務取締役の格下げの問題を解決する、こういうことが非常にはつきり出ておりますが、こういう点等が間違ひであるかどうか。そういう点をまたどのように整理されようとしておるかどうかという点でございます。

それから人事問題にあまり深入り干渉したくないということをしばしば大御もおつしやつておられるが、御承知のように過去において非常に内紛をいたしたときに、政府は相当干渉して問題を解決されておるといふ記録を私は知つておるのでございます。それは前回の重役陣に対して通産当局は再建命令という形式で総辭職をさせたということがあるのであるが、これは事実かどうか。前回にそういうことをやられたとするなら、今回も私が先ほどお尋ねしたようにどうしてまた／＼して解決しないならば、これらに対して前回と同様に断固たる態度をもつてこれらの解決の任に當ることが問題を明朗に解決するゆゑであるが、こういう点についてひとつ承りたい。

たしたときに、政府は相当干渉して問題を解決されておるといふ記録を私は知つておるのでございます。それは前回の重役陣に対して通産当局は再建命令という形式で総辭職をさせたということがあるのであるが、これは事実かどうか。前回にそういうことをやられたとするなら、今回も私が先ほどお尋ねしたようにどうしてまた／＼して解決しないならば、これらに対して前回と同様に断固たる態度をもつてこれらの解決の任に當ることが問題を明朗に解決するゆゑであるが、こういう点についてひとつ承りたい。

よつて取捨してもらうなり、それは考へなければならぬまいと思ひますが、今日のところはあくまで仮定の事実でございませう。しかし当局としてもこの法案を法律にしてさういふだけならば、これを根據にしてまた政府出資というものをも根拠にして、はつきりした態度がとれるのでありますから、その将来のことは将来のこととして十分考へなければならぬとせんが、現在のところではあくまで今までも私どもがやりました処置で押し進めて参りたいと考えております。

第三のお尋ねは私の就任前のこともあるようでございますが、必ずしも正確に申し上げられるかどうかわかりませんが、私もこの問題の解決につきましては、ずいぶん過去のいろいろの経緯を調べてみたが、私の調べた結果として、総員辭職を勧告するといふようなこと等の、広汎な人事権にわたる指令を出したり勧告を出したことはなかつたといふことは理解しております。

さつきからだん／＼質問して参りましたように、政府の帝石に対する特殊について、政府は積極的な権利行使といふか、特殊の上から考へれば、政府は大体取締役を三名か五名くらい出したものでいい。そういう取締役を出して監督権を相当強くして、帝石を通じて百万キロリッターの五箇年計画の目的を達成させることが通産大臣の意図されることを最もよく成功させることになるのじやないかと考へるのであるが、こういうようなことについて大臣はどのように考へになつておるか。これが不明朗な帝石の人事問題を解決し、またたくまに政府の国策を帝石を通じてよりよく達成するゆゑであるとも考へるが、今のような株に対する取締役を参加させて、積極的に監督指導をやらせることについてどのようにお考へになつておるか伺ひします。

ろはあしからず御了承願いたいと存じます。

○伊藤(卯)委員 これはお互いの責任の問題であらうと思います。何も委員長ばかり責めるということもありませんので、ひとつ理事会等において少くとも会議を開会している以上は、何名ぐらいは必ず残つて、何名以下の状態になつてしまつたらば、もう会議は開かないという点等を、ひとつ委員長はお考えになつて、そうしてお互いに議事の運営上において共同責任を持つてやる。そうしてきょうのような状態になつた場合には、委員長はもう委員会を散会してしまうというような点等を明らかにされて、そうして今後の議事運営に対して、お互いにもつと責任と熱意をもつて審議するように、委員長が進められるよう、私はここに特に強く希望して、本日のところの程度にいたしておきます。

○大西委員長 それでは次会は六日午後一時から開会し、石油関係二法案その他について審議を行う予定であります。

本日はこの程度にいたして散会いたします。

午後一時五十四分散会

昭和二十九年四月十日印刷

昭和二十九年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局